

前橋市立大胡小学校 いじめ防止基本方針

令和7年度

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

(1) 大胡小学校の基本的な考え方

<児童をどのように育てようとしているか>

- ・日常生活の中で児童のよりよい人間関係を構築していく。
- ・いじめ問題の解決に向けて、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり等、児童の人間性を育み、よりよい人間関係を築こうとする態度を育成する。

<教員は何をすべきか>

- ・いじめを許さない学校づくりを推進する。
- ・特別活動・道徳の時間を重視し、児童のよりよい人間関係づくりや、人間性を育む活動となるよう努力する。

<保護者や地域にはどのような協力をしてもらおうか>

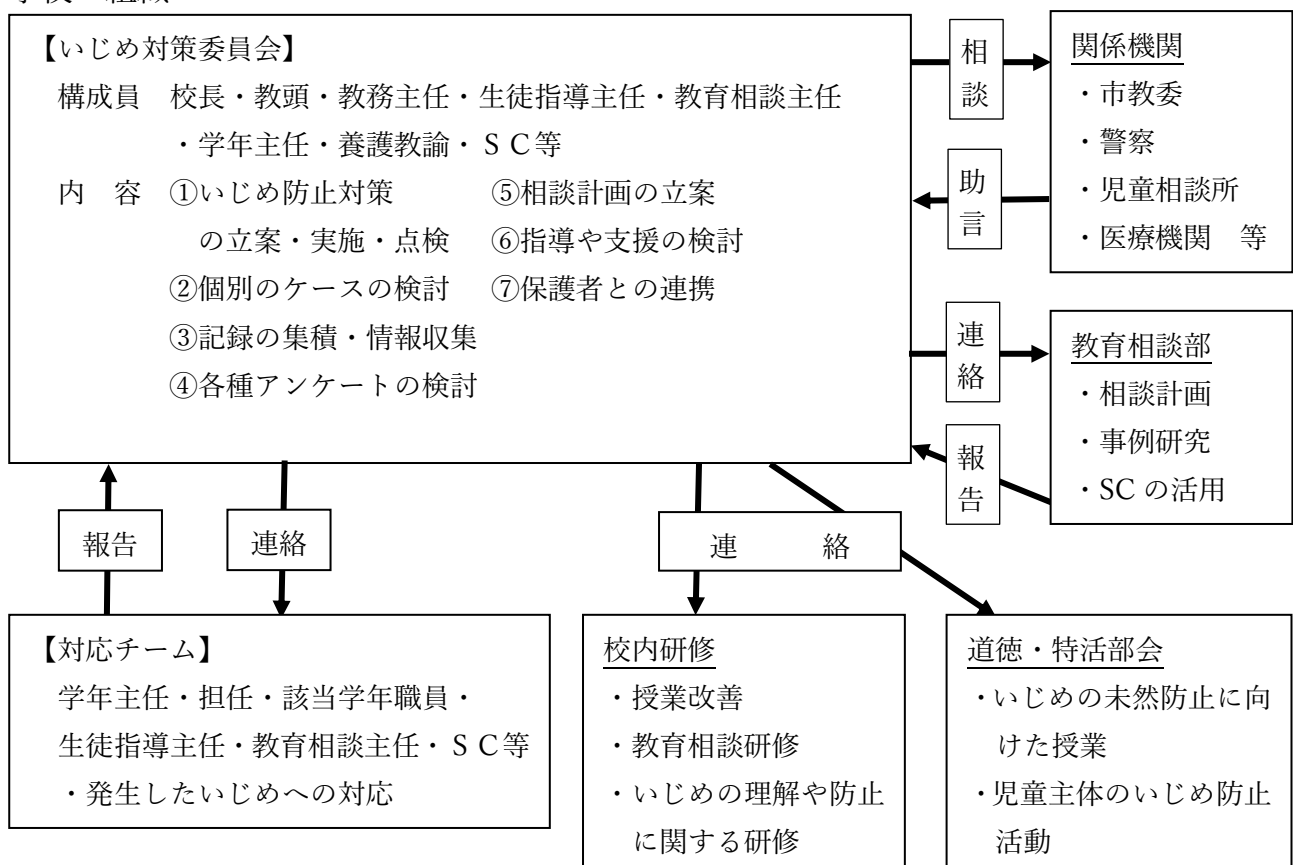
- ・いじめの問題は学校だけでは解決が難しいため、児童の声を聞き、保護者の意見に耳を傾け、地域や関係機関と連携を図りながら対策を進める。

(2) めざす児童像

- いじめをしない、優しく温かな心をもつ子
- いじめをみのがさず、進んで、自分の考えや意見を言える子
- いじめを絶対にしない強い心を持ち、最後まであきらめないで努力する子

2 組織及び校内体制について

学校の組織



3 いじめの未然防止

(1) 基本方針

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、あらゆるいじめの問題を克服するために全児童を対象としたいじめの未然防止に努め、児童が明るく心の通う人間関係を構築できるように全職員が一体となって取り組む。

- ・望ましい人間関係とよさを認め合う環境をつくる。
- ・すべての児童が活躍する「わかる授業」を工夫し、道徳や特別活動の時間を充実させ、学力を高め規律を重視する。
- ・望ましい集団活動や集団生活を送る中でルール・マナーを身につけ、自己有用感を実現する。
- ・学級における児童の主体的な話し合い活動を充実させ、お互いを理解し認め合える集団づくりに努める。
- ・児童からの情報提供や社会情勢をもとに、いち早くネット上のいじめやトラブルについて全校児童への注意喚起を行う。

(2) 指導計画・研修計画

「いじめ防止活動」年間指導計画

月	活 動 名	具 体 的 な 活 動 の 内 容
4 月	○児童の観察・理解 ○学級づくり ○一年生を迎える会 ○学級懇談会 ○なかよしアンケート	・前学年の引き継ぎを確認する。 ・学級経営方針を立て、望ましい集団づくりを構想する。 ・新 1 年生を 2 年から 6 年までの上級生が大胡小の一員として温かく迎える。 ・新年度がスタートしてからの学級や子どもの様子を保護者と共有する。 ・アンケート調査を行い、いじめの早期発見をめざす。
5 月	○教育相談 ○いじめ防止強化月間 ○「いじめ 0 運動」宣言 ○なかよしアンケート	・家庭との情報共有、児童の様子や特徴を把握する。 ・児童会を中心にいじめ防止を呼びかける。 ・児童会から、全校児童へのいじめ防止のアピール。 ・アンケート調査を行い、いじめの早期発見をめざす。
6 月	○なかよしタイム ○あいさつ運動 ○なかよしアンケート	・縦割り活動で異学年交流や仲良くする態度を育てる。 ・児童会主催によるあいさつ運動を行う。 ・アンケート調査を行い、いじめの早期発見をめざす。
7 月	○なかよしタイム ○生徒指導全体会 ○なかよしアンケート	・縦割り活動で異学年交流や仲良くする態度を育てる。 ・全職員によるいじめ他生徒指導上の情報交換会・情報共有 ・アンケート調査を行い、いじめの早期発見をめざす。
8 月	○なかよしアンケート	・アンケート調査を行い、いじめの早期発見をめざす。
9 月	○なかよしタイム ○いじめをなくす話し合い ○なかよしアンケート	・縦割り活動で異学年交流や仲良くする態度を育てる。 ・学級活動でいじめをなくすための話し合いをする。 ・アンケート調査を行い、いじめの早期発見をめざす。
10 月	○いじめをなくす話し合い ○なかよしアンケート	・学級活動でいじめをなくすための話し合いをする。 ・アンケート調査を行い、いじめの早期発見をめざす
11 月	○なかよしタイム	・縦割り活動で異学年交流や仲良くする態度を育てる。

	☐ 「いじめ 0 運動」宣言 ☐ 人権週間「なかよし学習」 ☐ なかよしアンケート	・児童会から、全校児童へのいじめ防止のアピール。 ・ビデオ視聴・話し合い活動を通して友達と仲良く過ごすことを考え、人権標語・人権作文を書き人権集会で発表する。 ・アンケート調査を行い、いじめの早期発見をめざす。
12 月	☐ なかよしタイム ☐ いじめ防止強化月間 ☐ 教育相談 ☐ 生徒指導全体会 ☐ 学校保健委員会 ☐ なかよしアンケート	・縦割り活動で異学年交流や仲良くする態度を育てる。 ・児童会を中心にいじめ防止を呼びかける。 ・保護者から児童の様子を聞くことでいじめ防止に努める。 ・全職員によるいじめ他生徒指導上の情報交換会・情報共有 ・児童の健やかな成長を精神面から考える。 ・アンケート調査を行い、いじめの早期発見をめざす。
1 月	☐ 「いじめ 0 運動」教室巡回 ☐ いじめにつながる言葉0運動 ☐ なかよしアンケート	・児童会を中心に休み時間に各教室を回っていじめ防止を呼びかける。 ・クラスで飛び交ういじめにつながる言葉・悪口をなくす。 ・アンケート調査を行い、いじめの早期発見をめざす。
2 月	☐ なかよしタイム ☐ 学級懇談会 ☐ なかよしアンケート	・縦割り活動で異学年交流や仲良くする態度を育てる。 ・学級の様子を保護者と共に確認する。 ・アンケート調査を行い、いじめの早期発見をめざす。
3 月	☐ なかよしアンケート ☐ 生徒指導全体会 ☐ 一年間の振り返り	・アンケート調査を行い、いじめの早期発見をめざす。 ・全職員によるいじめ他生徒指導上の情報交換会・情報共有 ・一年間いじめが無かったか学級全体で話し合う。

※毎月の職員会議において、全職員によるいじめ他生徒指導上の情報交換会・情報共有を行う。

(3) 保護者・地域・他校との連携

- ・学級懇談会、教育相談、行事や地域の集会を通じて保護者や地域の方々、学校支援ボランティアと情報を交換し、いじめ防止に努める。

(4) 校内研修

- ・スクールカウンセラーや外部人材等の講師から、集団における良好な人間関係を構築するための指導法を学び、教師個々の指導力を強化する。
- ・児童理解や不登校・いじめの未然防止等についての研修や事例研究を行い、教師個々の指導力を強化する。
- ・授業研究や授業実践を通して学力の向上を図り、児童の実態把握と良好な人間関係づくりを目指し、いじめ防止に向けた教師の対応力を強化する。

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

教職員のいじめに関する正しい理解と共通行動に重きを置き、教職員間の緊密な情報交換を行い、常にアンテナを高く保ちながら対応に当たる。また、SNS等のネットによるいじめに対応するために、定期的にアンケート調査を実施したり、児童との対話や情報提供に耳を傾けたりしながら、早期発見に努める。

- ・児童の日常の行動を注視し、人間関係の変化や予兆を見逃さないように見守る。

- ・連絡ノートや電話、教育相談を通じて、保護者と情報を共有すると共に、地域との連携を図りながら早期発見に努める。
- ・学年会、生徒指導部会、教育相談部会等で綿密な情報交換を行い、早期発見に努める。

(2) 児童のささいな変化に気づくための取組

- ・毎月、いじめアンケート（なかよしアンケート）を実施し、友達関係や集団生活の変化をつかむ。
- ・休み時間など、日常生活を可能な限り共に過ごすことで、児童の行動の様子を的確に観察し、いじめにつながりにくい関係づくりに努める。
- ・教育相談を通じて児童個々の日常生活についての情報交換を行い、変化の早期発見に努める。
- ・「そうだん箱」を活用し、児童の悩みや困りごとを早期に確認する。

(3) 情報を確実に共有するための取組

- ・生徒指導全体会、職員会議の場で、気にかかる児童について共通理解を深め、早期に対応する。

(4) 情報に基づいた対応の方針

- ・学年会で学級の様子について情報を交換し、生徒指導部会や教育相談部会で全校児童についての共通理解を深め、対応の方向付けを行う。

5 いじめに対する対応

(1) 基本方針

いじめ問題が生じたときには、速やかに組織的に行動し、詳細な事実確認に基づいた適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消をめざす。

- ・学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ・校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- ・いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ・いじめが解消した後も、継続的に保護者と連絡を取り合う。
- ・法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求め、必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。

(2) 重大事態発生の場合

重大事態とは、いじめにより在籍する児童等の生命・心身または、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときの場合をいう。

<参考>「重大事態」について（群馬県いじめ防止基本方針 P8 脚注 36 抜粋）

重大事態とは、法 28 条の規定に基づき、次の場合をいう。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」とは、30 日を目安とする。

なお、重大事態の調査に当たっては、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に留意する。

【学校の対応】

- ・ 市教育委員会への報告
- ・ 市教育委員会と連携した対応
- ・ いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応
- ・ 関係児童及び全職員に対する聞き取り調査の実施
- ・ 児童へのアンケート調査の実施
- ・ 関係児童の保護者への連絡・対応
- ・ 市教育委員会と連携した保護者・地域・報道機関等への対応
- ・ 関係児童及び保護者の心のケア
- ・ 他の児童への対応と心のケア

(3) ネット上のいじめに関すること

- ・ ネットパトロールを活用し、いじめの早期発見とともに、再発の防止に努める。
- ・ 関係した児童に対する調査及び指導を行う。
- ・ ネット上のいじめに対し、解決に向けた対策を取り全校児童への注意喚起を行う。

(4) その他

- ・ いじめの態様により、関係機関との連携も様々である。そこで、以下の連携について事前に想定しておく。
○警察との連携 ○市教委との連携 ○児童相談所やこども課などとの連携

6 その他

- ・ いじめ防止基本方針は、随時、学校のホームページ等を通じて、保護者・地域の方々に発信する。